

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和元年度高松市放課後子ども総合プラン運営委員会
開催日時	令和元 8 月 2 8 日（水）午前 1 0 時 0 0 分～正午
開催場所	高松市防災合同庁舎（危機管理センター） 3 階 3 0 1 会議室
議 題	（1）放課後子ども総合プラン運営委員会委員長の互選及び副委員長 の選任について （2）放課後児童クラブについて （3）放課後子ども教室について （4）放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型について
公開の区分	■ 公開 □ 一部公開 □ 非公開
上記理由	
出席委員	上井委員、川田委員、清國委員、高橋委員、谷井委員、野町委員、 早谷川委員、本多委員、前田委員、山下委員、石原委員、河邊委員
傍 聴 者	1 人 （定員 5 人）
担当課及び連絡先	子育て支援課放課後支援係 8 3 9 - 2 3 5 4

会議の経過及び結果

議題（1）放課後子ども総合プラン運営委員会委員長の互選及び副委員長の選任について

高松市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により委員長を、委員長の指名により副委員長を選任した。

委員長 清國委員

副委員長 上井委員

議題（2）放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについて事務局から報告し、次のとおり意見があった。

（委員）

どのような方が支援員として働いているのか、また、各放課後児童クラブに支援員はどのように配置されているのか。

（事務局）

放課後児童クラブには支援員を配置しており、教諭等の資格を有する方や同様の職に 2 年以上勤務されて経験がある方等、支援員の要件を満たした方で、且つ、香川県の指定の研修を受けられた方が働いている。

また、体制については、1 クラス児童数 4 0 名に対し、支援員を 1 名、補助員 1 名を配置しており、支援の必要な児童が 2 人以上受け入れた場合補助員を 1 名加配する体制である。

（委員）

民間の児童クラブの今後の見通しや開設するにあたっての手続きの仕方について教えてほしい。

会議の経過及び結果

(事務局)

民間の児童クラブの今後の見通しについては、資料にもあるとおり、来年度 2 教室を開設し、施設整備についても 2 教室募集を行っている。それ以降は未定であるが、待機児童が一定数解消するまでは、民間の児童クラブの力をお借りして、待機児童解消に向けて努めていく。

次に、手続きについては、届出制となっている。実施するにあたって、施設、教室の広さ、職員の配置基準は国で定められており、それに合致しているか等を確認後、開設という流れとなっている。

(委員)

近年、交通事故等が増えているが、民間の児童クラブの送迎に来ている運転手の事故歴等は把握されているのか。

(事務局)

事故歴等の把握はしておりません。

(委員)

よく高齢の方を運転手としてお見受けするので、それに関しては高松市としては関与しないというお考えなのか。

(事務局)

運転手等、人員の配置に関しては高松市から指摘するのはなかなか難しい状況にあるが、保護者がお迎えに来る際、危険な状況になる時があることは学校やクラブから聞くことがある。その際は、民間の児童クラブと連絡をとり、事故等がないように努めていきたい。

議題（３）放課後子ども教室について

放課後子ども教室について事務局から報告し、次のとおり意見があった。

(委員長)

放課後子ども教室に登録している児童と放課後児童クラブに登録している児童は、同じ児童が多いのか登録の状態を教えてください。

(事務局)

登録の状態は、放課後子ども教室と放課後児童クラブでは重複して登録することは可能である。

(委員)

放課後子ども教室での材料費等はどこから捻出しているのか。

(事務局)

子ども教室の実施は運営委員会に委託している。委託料は人件費と運営費があり、そのほとんどは人件費となっている。材料費については、委託料からの支出もしくは保護者の方からの徴収によるものである。

議題（４）放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型について

放課後子ども教室についてと、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型について事務局から報告し、次のとおり意見があった。

(委員)

一体型を実施している校区の放課後児童クラブの児童は、子ども教室に参加し、それが終了したらクラブに行っているのか。

会議の経過及び結果

(事務局)

子ども教室に参加し、クラブに戻ることもあればその逆もあります。

(委員長)

委員の所属する校区では、一体型をどのように実施していますか。

(委員)

自身が関わっている校区では、年3回～4回協議会を開き、クラブ関係者、子ども教室関係者、学校関係者と予定を立てている。放課後児童クラブの3分の1ほどの児童が、放課後子ども教室に参加している。

放課後子ども教室は、平日と土曜日、夏季休暇の3回に分けて実施しており、放課後児童クラブの児童が参加するのは平日の時間となる。活動内容は放課後児童クラブとほぼ同じとなることもあるが、学校外で体験型の活動ができるという点で異なる。参加する日は、まずは、放課後児童クラブに登室し、時間になると放課後子ども教室に移動して参加し、終わったら放課後児童クラブに戻ってくる流れである。

いろいろ試行錯誤しながら実施しているため、完全に一体型であるとは言えない状況である。

(委員)

子どもに体験をさせるということは、大変エネルギーのいることである。料理教室やスポーツ等、準備がいる体験には、スタッフを増員することで対応している。多くの児童を見るということは、それに対応できる支援員、サポーターを配置する必要があると感じる。

(委員)

今の子供たちは体験値が少ないように感じる。

一体型を実施するにあたって、移動時間を減らすためにも、学校で子ども教室を実施したらどうか。それぞれの運営主体が違うのであれば、国で定められているからというのではなく、行政が「たかまつ型」を作っていこうと働きかけてくれればこの委員会に参加した意味があると感じる。

(事務局)

放課後児童クラブについては、学校の余裕教室や専用施設を使って活動している。放課後子ども教室の運営自体は、規制等はない。今の段階では、具体的にお答えできかねるが、広い場所で色々な体験ができるような、子ども教室の運営や活動の仕方を考えていきたい。また、ほかの市町村ではどのように運営されているのか調査したい。

(委員)

クラブの全ての児童を子ども教室へ参加させるのは大変難しいということが分かった。そのためにもどのようにしたら運営しやすいのか、他の子ども教室ではこのような活動をしている等、情報交換会をする場を設ける等してはどうか。

(委員長)

他の校区との情報交換をする場等はあるのか。

(事務局)

放課後子ども教室を実施しているコーディネーターに年4回程度、講習会を行っている。具体的には、子ども教室等で活用できる遊びの紹介や専門家の講習会等を行っている。しかし、それぞれの校区の情報交換の場は設けていないため、今後はそのような場を設けていきたい。

以上